

奈良県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

令和四年七月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者		名称	主たる事務所の所在地	医療法人厚生会	
訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所		名称	所在地	大和郡山市椎木町七六九―三	
居宅サービスの種類				小規模多機能型居宅介護センターわかくさ郡山館	
				大和郡山市額田部北町八二二―一	
				小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	
指定年月日				令和四年八月一日	